

森林整備関係事業における「月2回土日完全週休2日制工事
(発注者指定型)」特記仕様書

1 月2回土日完全週休2日制の定義

工事開始日から工事完成報告書の提出日までを対象期間※1として、原則、すべての日曜日と「第2、4週」、「第1、3週」などあらかじめ決めた月2回の土曜日を現場閉所日※2とする。

※1 「準備期間」、「後片付け期間」、「夏季休暇(3日間)」、「年末年始休暇(6日間)」、「工場製作のみの期間」、「工事事務等による不稼働期間」、「天災(豪雨、出水、土石流、地震等)に対する突発的な対応期間」、「その他、受注者の責によらず休工・現場作業を余儀なくされる期間」は対象期間から除く。

※2 巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

ただし、緊急対応など、やむを得ない理由がある場合には、発注者との協議により休日を別の日への振替可能とする。

2 受注者は、契約後10日以内に、土曜日を閉所する週を様式1にて、監督員へ報告すること。

また、あらかじめ決めた土曜日を閉所する週を変更する場合は、事前に監督員に報告すること。

3 受注者は、契約当初に工期延長が必要となる場合は、実施工程表(任意様式)を提出し、監督員と協議のうえ、契約書第21条の規定による工期の延長変更を請求することができる。

4 受注者は、月1回、工事現場の休工状況を監督員に報告すること。

5 月2回土日完全週休2日制に関する経費は、当初積算時に、4週8休以上(現場閉所日数/対象期間日数=28.5%以上)の現場閉所を前提とした補正係数(別紙1)を乗じたそれぞれの経費(労務費、機械経費(機械賃料)、共通仮設費率、現場管理費率)を計上する。

なお、対象期間中の現場閉所の達成状況が、4週8休未満(現場閉所日数/対象期間日数=28.5%未満)となる場合は、補正分を減額変更する。

発注者指定型

現場閉所日数は、土日にかかわらず現場を閉所した日の累計とし、荒天（降雨・降雪等）により休工した日も現場を閉所した日数に含む。

補正係数（別紙1）

- ・ 労務費 : 1. 05
- ・ 機械経費（賃料） : 1. 04
- ・ 共通仮設費率 : 1. 04
- ・ 現場管理費率 : 1. 06

月2回土日完全週休2日制工事（発注者指定型）

月2回土日完全週休2日の指定について

以下のいずれかを■にしてください。

月2回、土曜日に現場閉所する週を

「第1、3週」

「第2、4週」

「第□□、□□週」とします。

令和 年 月 日

工事名

会社名

現場代理人

※土日にかかわらず、4週8休の達成が出来ない場合は経費等を減額する。